



# 熊本県公報

号外 第61号  
令和5年(2023年)  
2月2日(木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家  
きん等の移動の禁止…………… (畜産課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第77号の2

熊本県家畜伝染病予防規則(昭和26年熊本県規則第21号)第2条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するため、次のとおり家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。)及び病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止する。

令和5年(2023年)2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 禁止の内容  
家きん及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止する。
- 2 禁止の期間  
令和5年(2023年)2月2日から当分の間
- 3 禁止の対象となる区域  
天草市五和町城河原二丁目1239番地
- 4 禁止の対象となる家畜、その死体又は物品の種類  
生きた家きん、死亡した家きん及び家きんの飼養管理に必要な器材又は飼料、家きんの排せつ物等の高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品
- 5 その他  
詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。